

広島県道路交通法施行細則第10条第4号(11月1日施行)

傘を差す、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車[※]を運転しないこと。

違反した場合の罰則: 5万円以下の罰金



傘スタンド利用運転は危険であり、視野の妨げや安定を失うおそれのある場合は罰則の対象となります。

自転車で交通事故を起こし
相手を死傷させた場合 ➡ **重過失致死傷罪** 5年以下の懲役又は
で処罰されることあり! 100万円以下の罰金

道路交通法第71条第5号の5(11月1日施行)

自動車、原動機付自転車又は自転車[※]を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。



違反した場合の罰則
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

事故を起こすなど危険を生じさせると
罰則
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車の違反は現行では交通反則通告制度(青切符)の適用がないので、即、刑事手続き(赤切符)となり、起訴有罪となれば厳しく処罰されます。自転車の違反を軽く考えないでください!!
注: 自転車の青切符適用は2年以内